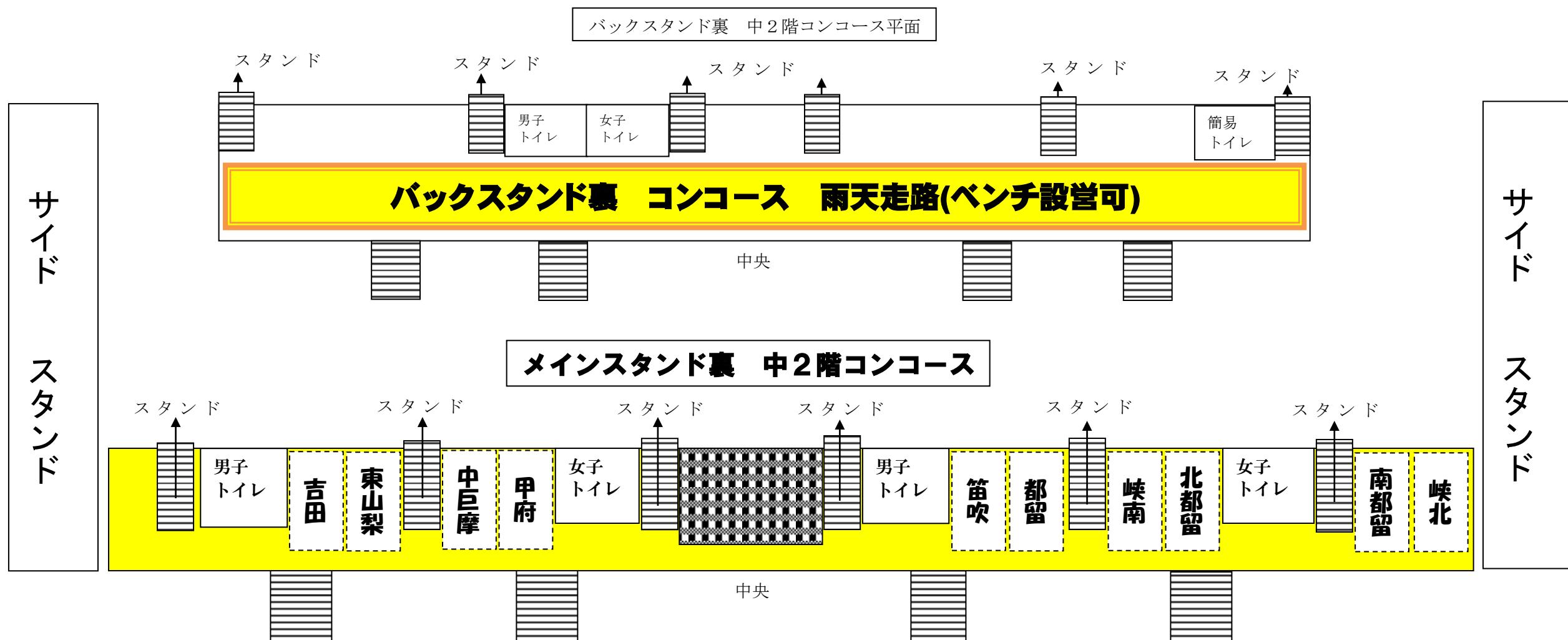


県總体支部ベンチ割り振り

…競技場内ベンチ設営可能エリア
(競技場外側も競技場に沿ってベンチ設営可)



…避難経路の確保のため、スタンド側にベンチを設営してください。

<注意事項>

・陸上部がある学校でベンチ設営場所が決まっている学校は、いつも通りの場所に設営してください。(例：玉穂中→サイドスタンド外側の芝生)

→陸上部がなく定位置が決まっていない学校は、支部の割り振りを参考にベンチを設営してください。

・ **箇所及び、競技場に沿った外側部分以外のベンチ設営は禁止となっております。(例：補助競技場入り口付近東屋周辺)**

※補助競技場内もベンチ設営禁止となっておりますのでご注意ください。